

45201

宮崎県

宮崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
土地、家屋、構築物の投下固定資産総額 10,000 超(農林水産関連業種 5,000 超) (地域経済牽引事業に基づく県による事業計画の承認及び先進性の確認を国より受けた者に限る)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮崎市企業立地促進条例	S62.12	<p>○製造業 投資額 1 億円以上 〈大型案件〉</p> <p>○製造業 (1)助成対象雇員 50 人以上かつ投資額 50 億円以上 (2)助成対象雇員 100 人以上かつ投資額 150 億円以上 (3)助成対象雇員 350 人以上かつ投資額 500 億円以上 (4)助成対象雇員 500 人以上かつ投資額 1,000 億円以上</p> <p>○研究開発等(情報サービス業等含む) 助成対象雇員 6人以上</p>	<p>【立地企業助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資割:投資額の5% ・雇用割:①無期契約の助成対象雇員者(※1)1 人当たり 40 万円、UIターン者加算(※2)該当で 10 万円加算。 ②有期契約の助成対象雇員者 1 人当たり 10 万円、UIターン者加算該当で 5 万円加算。 (左表(2)(3)(4)は対象外) ・限度額:3億円 〈大型案件限度額〉 (1)の場合 4億円 (2)の場合 5億円 (3)の場合 15 億円 (4)の場合 25 億円 ・固定資産税助成金 固定資産税相当額を助成 3ヵ年度(初年度/100 分の 100 2 年度/100 分の 80 3 年度/100 分の 60) ・事業所税助成金 事業所税相当額を助成 3ヵ年度(100 分の 100)

			<ul style="list-style-type: none"> ・雇用割:①無期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 40 万円、 中心市街地加算(※3)該当で 10 万円加算、UIJターン者加算該当で 10 万円加算。 ②有期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円、中心市街地加算該当で 5 万円加算、UIJターン者加算該当で 5 万円加算。 (限度額:1億円) ・オフィス等賃借助成金 2年間の賃借料の1/2以内 (限度額:100万円/月)
		<p>○流通関連業 投資額1億円以上</p> <p>○レクリエーション事業 新規雇用者 30 人以上又は投資額 10 億円以上</p> <p>〈企業立地促進地区加算〉</p> <p>○製造業 ・指定区域内に立地</p> <p>〈特定集積業種操業加算〉</p> <p>○製造業 ・指定区域内に立地し、特定集積業種に該当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資割:投資額の2% ・雇用割:①無期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 40 万円、UIJターン者加算該当で 10 万円加算。 ②有期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円、UIJターン者加算該当で 5 万円加算。 ・限度額:3億円 ・投資割:投資額の2% ・雇用割:①無期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 40 万円、UIJターン者加算該当で 10 万円加算。 ②有期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円、UIJターン者加算該当で 5 万円加算。 ・限度額:3億円 〈企業立地促進地区加算〉 ・土地取得費の 10% 〈特定集積業種操業加算〉 ・土地取得費を除く投資額の2%(限度額1億円)

			<p>※1 助成対象雇用者</p> <p>操業開始日の前後それぞれ 1 年以内に新たに雇用された者で以下の全ての条件を満たすもの。</p> <p>①雇用契約上の就業場所が宮崎市内であること。</p> <p>②申請時点で雇用保険加入後、継続 1 年超の実績が確認できること。</p> <p>③申請時点で雇用が継続していること。</p> <p>※2 UIターン者加算</p> <p>雇用に伴って県外から移住した助成対象雇用者に対する加算。</p> <p>※3 中心市街地加算</p> <p>中心市街地に立地する企業に対する加算。</p>
--	--	--	--

45202

宮崎県

都城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・工場	2,300 超	課税免除	固定資産税	3年間
・流通・卸売施設	5,000 超			
・試験研究施設	2,000 超			
・観光施設	10,000 超			
・情報サービス施設	—			
・コールセンター施設	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
都城市企業立 地促進条例	H18.1	・工場	奨励金 ○雇用奨励金(限度額 1 億円) (1)情報サービス施設以外 1人 30 万円(障がい者 39 万円) (2)情報サービス施設 1人 50 万円 (中心拠点区域:60 万円、特定区域:80 万円) (1)、(2)とも加算あり 特定新規雇用従業員 (健康保険標準月額報酬等級 12 級以上) ①等級第 12～19 級 20 万円 ②等級第 20 級以上 30 万円 ③新規学卒者、UIJターン者 20 万円 補助金 ○用地取得補助金 取得費×50/100 (限度額 工業団地(高木):1億円、 その他の土地:5,000 万円) ○関連施設整備補助金 事業費×1/2 (限度額 2,000 万円)
	H19.3 改正	2,300 万円超	
	H20.3 改正	5人以上	
	H23.3 改正		
	H24.12 改正	・流通・卸売施設	
	H26.9 改正	5,000 万円超	
	H28.9 改正	5人以上	
	H30.3 改正		
	H31.3 改正	・試験研究施設	
	R2.3 改正	2,000 万円超 5人以上	
		・観光施設 1億円超 15 人以上	
		・情報サービス施設 2人以上	
		・コールセンター施設 5人以上	

<p>都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付要綱</p>	<p>H20.1 H21.3 改正 H25.3 改正 H26.10 改正 H28.3 改正 H28.10 改正 H30.5 改正 H31.3 改正 R2.4 改正</p>	<p>・情報サービス 施設 2人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○通信回線使用料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上5人未満雇用する場合 回線使用料の 50% (2年間、限度額 250 万円/年) ・5人以上雇用する場合 回線使用料の 80% (ただし県の制度を併用する場合は 50%) (3年間、限度額 500 万円/年) <p>○賃料補助金</p> <p>賃料の 50% 情報サービス施設のみ駐車場賃料も含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上5人未満雇用する場合 (2年間、限度額 50 万円/月) ・5人以上 100 人未満雇用する場合 (3年間、限度額 100 万円/月) ・100 人以上雇用する場合 (5年間、限度額なし) <p>○施設整備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上5人未満雇用する場合 施設整備費の 50% (1回限り、限度額5万円/㎡かつ 1,000 万円) →中心拠点区域・特定区域立地の場合 施設整備費の 50% (1回限り、限度額 6.7 万円/㎡かつ 2,500 万円) ・5人以上雇用する場合 施設整備費の 50% (1回限り、限度額5万円/㎡かつ 2,000 万円) →中心拠点区域・特定区域立地の場合 施設整備費の 2/3 (1回限り、限度額 6.7 万円/㎡かつ 5,000 万円) <p>○スタートアップ補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上5人未満雇用する場合 開設準備、人材育成等に関する経費の 50% (1回限り、限度額 100 万円) ・5人以上雇用する場合 開設準備、人材育成等に関する経費の 80% (1回限り、限度額 200 万円)
--	---	----------------------------	---

		<p>・コールセンター施設5人以上</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通信回線使用料補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・30人以上雇用する場合のみ 回線使用料の80% (ただし県の制度を併用する場合は50%) (3年間、限度額500万円/年) ○賃料補助金 <ul style="list-style-type: none"> 賃料の50% ・5人以上100人未満雇用する場合 (2年間、限度額100万円/月) ・100人以上雇用する場合 (3年間、限度額なし) ○施設整備補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・30人以上雇用する場合のみ →施設整備費の25% (1回限り、限度額2.5万円/㎡かつ1,000万円)
--	--	-----------------------	--

45203

宮崎県

延岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
情報サービス施設を除く 中小企業 5,000 大企業 15,000	常時雇用者 5 15	課税免除	固定資産税	3年間
試験研究施設に限り 中小企業 5,000 大企業 15,000	常時雇用者 5 10			
情報サービス施設に限る	新規雇用者 (正社員に限る) 2			
情報サービス施設を除く 企業要件無し 200,000	要件無し	一部課税免除 (課税免除割合) 1年目 75/100 2年目 50/100 3年目 25/100	固定資産税	3年間
工場に限る 中小企業に限る 2,000	新規雇用者 1	半額免除 (課税免除割合) 1年目 50/100 2年目 50/100 3年目 50/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
延岡市企業立 地促進条例	S59.7 制定 H19.3 改正 H21.3 改正 H25.3 改正 H26.3 改正 H27.3 改正 H28.3 改正 H29.12 改正 R2.3 改正	○情報サービス施設を除く ・投資要件 中小企業 5,000 万円以上 大企業 1.5 億円以上 ・雇用要件(常時雇用従業員数) 中小企業 5人以上 大企業 15人以上 ※試験研究施設に限り ・雇用要件(常時雇用従業員数) 中小企業 5人以上 大企業 10人以上	○雇用促進奨励金 ・1人 20 万円 ・クリアパーク延岡工業団地第2工区に限り 60 万円(正社員のみ) ・延岡市民に限る。 ○用地取得助成金 ・取得費の最大 50% ・限度額 5,000 万円 ※従業員を5名以上新規雇用した場合(延岡市民に限る。) ※クリア2工区に立地する場合は正社員に限る。 ○関連施設整備助成金 ・設置費用の最大 50% ・限度額 2,000 万円 ・用排水施設、私道、駐車場、公園緑地 ※クリアパーク延岡工業団地第2工区の場合 ・設置費用の最大 75% (用排水施設、公園緑地、擁壁、地盤地質、防火水槽、周辺配慮) ・設置費用の最大 50% (私道、駐車場) ・限度額 3,000 万円
		○情報サービス施設 ・投資要件無し ・雇用要件(新規雇用従業員数) 2人以上 ※正社員に限る。	○雇用促進奨励金 ・1人 20 万円 ※延岡駅周辺の立地 1人 60 万円 ・延岡市民に限る。 ○用地取得助成金 ・取得費の最大 50% ・限度額 5,000 万円 ※従業員を5名以上新規雇用した場合(延岡市民に限る。) ※クリア2工区に立地する場合は正社員に限る。 ○通信回線使用料助成金(情報サービス施設のみ)

			<ul style="list-style-type: none"> ・専用通信回線使用料の 80% ・3年間、限度額 500 万円/年 <p>※県の制度と併用する場合、県の助成額を控除した額</p> <p>○通信回線設置費助成金(情報サービス施設のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用通信回線の設置費用 ・1回限り、限度額 10 万円 <p>○賃貸施設整備助成金(新規雇用従業員数が 30 人以上の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置(建設)費用の最大 50% ・限度額 1.5 億円、5か年の分割交付 ・同一施設において、自社以外の情報処理サービス業または情報提供サービス業を行う者に供するために貸オフィスを新設(新築)した場合に交付
		<p>○工場(中小企業に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資要件 中小企業 2,000 万円以上 ・雇用要件(新規雇用従業員数) 中小企業 1人以上 	<p>○(小規模)雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人 10 万円 ・延岡市民に限る
延岡市企業立地促進賃料助成事業補助金交付要綱	H16.4 制定 H19.10 改正 H30.1 改正 R2.5 改正	<p>○工場、試験研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用要件(新規雇用従業員数)3人以上 	<p>○賃料助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料の 50% ・2年間、1年目限度額 10 万円/月、2年目限度額 5万円/月
		<p>○情報サービス施設</p> <p>2人以上</p>	<p>○賃料助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃賃料の 50%、備品賃料の 20% ※家賃と備品の合計額 ・3年間 ・限度額 新規雇用者2~29人 30 万円/月 新規雇用者 30 人以上 100 万円/月
延岡市企業立地促進施設整備・開設準備助成事業補助金交付要綱	H19.10 制定 H22.4 改正 H30.1 改正 R2.5 改正	<p>○情報サービス施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用要件(新規雇用従業員数) 2人以上 	<p>○施設整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設改修経費の 2/3(7万円/㎡上限) 備品購入経費の 20% ※施設と備品の合計額 (限度額 1,000 万円) ・開設準備費の 80%

			(限度額 100 万円) ※開設準備費は広告費、人材育成・確 保に関する経費等
--	--	--	---

45204

宮崎県

日南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1.新設				
(1)工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設 1,000	5	課税免除	固定資産税	5年間
(2)情報サービス施設及びコールセンター施設 投下固定資産総額は不要	3			
2.増設				
(1)工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設 1,000	3	課税免除	固定資産税	5年間
(2)情報サービス施設及びコールセンター施設 投下固定資産総額は不要	3			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日南市企業立地促進条例	H21.3	1.新 設	○雇用促進奨励金 (1)20 人以下の場合 1人 30 万円 (2)21 人以上の場合 1人 36 万円 (限度額1億円) ※対象は日南市民に限る ※一人一回限り
	H24.7 改正	(1)投下固定資産総額 1,000 万円以上かつ 新規雇用者数5人以上 ※工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、 研究開発施設、観光施設	
	H28.6 改正	(2)新規雇用者数 3人以上 ※情報サービス施設及びコールセンター施設	○企業立地助成金 (1)用地取得費×1/4 (限度額 2,000 万円) (2)付属施設整備費総額×1/2 (限度額 1,000 万円) ※市長と企業立地協定を締結した者で、市に対して特に貢献等の認められる者
		2.増 設	
		(1)投下固定資産総額 1,000 万円以上かつ 新規雇用者数3人以上 ※工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、 研究開発施設、観光施設	
		(2)新規雇用者数 3人以上 ※情報サービス施設及びコールセンター施設	

日南市情報サービス業立地促進補助金交付要綱	H21.3	<ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス施設及びコールセンター施設 ・新規雇用 3人以上 ※日南市企業立地促進条例に基づく指定工場等であること	(1)高速通信回線使用料補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・高速通信回線年間使用料の 80%を3年間（県の制度を併用した場合は、50%） ・限度額 500 万円／年間
	H27.10 改正		(2)賃料補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用3人以上 29 人以下:賃借料の 50%（5年間、限度額 20 万円／月） ・新規雇用 30 人以上:賃借料の 50%（5年間、限度額 50 万円／月）
	H28.6 改正		(3)施設整備補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費の 2/3(1 m²当り3万円を限度とする) ・内装等の改修が対象 ・1施設等につき交付1回に限る
	H30.4		(4)開設補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・開設準備の旅費、募集経費の 80% (限度額 80 万円) ・開設準備、採用に係る経費が対象 ・1施設等につき交付1回に限る
	改正		(5)人材育成費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のための旅費の 80% (限度額一人あたり 25 万円) ・新規雇用者及び社内講師の研修に係る経費が対象 ・1施設等につき交付3回を限度とする

45205

宮崎県

小林市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
情報サービス施設以外の工場等 (2000万円以上)	5	課税免除	固定資産税	3年間
情報サービス施設 (-万円)	5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小林市企業立地 促進条例	H21.3	工場、流通関連施設、農畜産物等加工施設、試験研究施設、観光・スポーツ・レジャー産業関連施設 ○新設・増設・移設:投下固定資産総額 2,000 万円以上、かつ市民の新規雇用従業員数5人以上	企業立地助成金 ①雇用の促進に対する助成金 市民の新規雇用者1人20万円 ※短時間労働者1人10万円 ②設備投資に対する助成 固定資産税相当額2年分 ③工場等の賃借に対する助成金 (30万円/月まで) 用地・建物賃借料/月×12月×3年間 ※機械設備のリースは含みません ※助成総額は最大1億円まで、そのうち②、③の交付額合計は3,000万円まで
	H28.7 改正	情報サービス施設 ○新設・増設・移設し市民の新規雇用従業員数5人以上	情報サービス業種に対する追加優遇措置 ④通信回線使用料に対する助成 年間通信回線使用料の 80/100×3 年間で助成 (上限 500 万円) ⑤施設整備に対する助成 当該施設の改修等に要した経費の 50/100 を助成(1回のみ上限1,000万円)

			※助成総額は最大 1 億円まで、そのうち②、③の交付額合計は 3,000 万円まで
--	--	--	---

45206

宮崎県

日向市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
工場の新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間 (重点産業分野は 5年間)	
工場の増・移設 (地場企業)	5,000 (3,000)				10 5 (3)
情報サービス施設・試験研究施設	5,000				5
流通関連施設	5,000				5
流通関連施設の増・移設	3,000				(3)
観光施設	5,000				10

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日向市企業立地促進条例	S63.12	<p>工場の新設:5,000 万円以上・10 人以上</p> <p>工場の増設又は移設:5,000 万円以上・5人以上(地場企業においては3,000 万円以上・3人以上)</p> <p>情報サービス業、試験研究施設:5,000 万円以上・5人以上</p> <p>流通関連施設:5,000 万円以上・5人以上</p> <p>流通関連施設の増設又は移設:3,000 万円以上・3人以上</p> <p>観光施設:5,000 万円以上・10 人以上</p>	<p>奨励金</p> <p>○雇用促進奨励金 操業又は事業開始から1年経過した日における市内在住雇用者につき雇用者1人 20 万円(限度額2,000 万円)</p> <p>○大規模雇用促進奨励金 操業開始から5年以内に市内在住雇用者が 100 名を超えた場合に、雇用者1人 50 万円及び投資額の20%(限度額1億円、ただし雇用促進奨励金の既交付額は限度額から控除)</p> <p>助成金</p> <p>○工場等用地取得助成金 1,000 m²以上の用地取得費の30%(限度額1億円)</p> <p>○工場等関連施設整備助成金 1件 200 万円以上の施設整備費の50%</p>

			<p>(限度額 2,000 万円) 以下、情報サービス業のみ</p> <p>○通信回線使用料助成金 専用通信回線等の年間使用料の 80%3年間</p> <p>(限度額 500 万円) ○通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置費用</p> <p>(限度額 10 万円) ○オフィス等施設整備助成金 改装等に係る費用の3分の2(限度 額5万円/㎡かつ 3,000 万円)</p>
		<p>工場の新設:5,000 万円以上・10 人以上 工場の増設又は移設:5,000 万円以上・5人以 上 試験研究施設:5,000 万円以上・5人以上 情報サービス業:5人以上</p>	<p>○工場・オフィス賃借料助成金 賃 借料の 50%(限度額 1,000 万円/ 年:5年間)</p>

45207

宮崎県

串間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
【新設】		課税免除	事業の用に供する固定資産税	事業の用に供した後、新たに工場等に対して固定資産税を課すこととなる年度から3年間	
○物の製造・加工又は修理を行う施設	なし				5
○流通業務施設	なし				5
○農林水産物生産加工施設	なし				5
○観光・スポーツ・レジャー産業 関連施設	なし				5
○試験研究施設	なし				3
○情報サービス業施設	なし				3
【増設】		課税免除	事業の用に供する固定資産税	事業の用に供した後、新たに工場等に対して固定資産税を課すこととなる年度から3年間	
○物の製造・加工又は修理を行う施設	なし				2
○流通業務施設	なし				2
○農林水産物生産加工施設	なし				2
○観光・スポーツ・レジャー産業 関連施設	なし				2
○試験研究施設	なし				2
○情報サービス業施設	なし				2

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
串間市企業立 地促進条例	H15.3 制定 H21.6 改正 H29.12 改正	【新設】 ○物の製造・加工又は修理を 行う施設 5名以上 ○流通業務施設 5名以上 ○農林水産物生産加工施設 5名以上 ○観光・スポーツ・レジャー産業 関連施設 5名以上 ○試験研究施設 3名以上	雇用奨励金 指定工場等の指定に伴い、市内に住所を 有する者で1年以上雇用する従業員につ いて、当該従業員の数に 30 万円を乗じて 得た額を交付する。 障害者は1人につき 40 万円。 (限度額1億円)

		<p>○情報サービス業施設 3名以上</p> <p>【増設】</p> <p>○物の製造・加工又は修理を行う施設 2名以上</p> <p>○流通業務施設 2名以上</p> <p>○農林水産物生産加工施設 2名以上</p> <p>○観光・スポーツ・レジャー産業関連施設 2名以上</p> <p>○試験研究施設 2名以上</p> <p>○情報サービス業施設 2名以上</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>(1)用地取得費×1/3 (限度額 2,000 万円)</p> <p>(2)施設整備費の合計額×1/2</p> <p>・新規雇用 15 人未満の場合 (限度額 3,000 万円) 整備等に要した経費の 2 分の 1 以上を市内事業者が受注した場合(限度額 5,000 万円)</p> <p>・新規雇用 15 人以上の場合 (限度額 7,000 万円) 整備等に要した経費の 2 分の 1 以上を市内事業者が受注した場合(限度額1億円)</p> <p>(3)工場等の賃借料を3年間支給(限度額 20 万円/月)</p> <p>(4)機械設備等移設助成金 指定工場等として 10 年以上事業継続している工場の機械設備等費の合計額×1/2 (限度額 2,000 万円)</p> <p>(5)社員寮賃借料助成金 社員寮として1年以上賃貸借契約している市内の住宅等(月額3万円以上)の賃借料の合計額×1/3 (限度額 150 万円/年、但し1戸 20 万円/年、2年間)</p> <p>(6)専用通信回線使用料助成金情報サービス施設の用に供するために設置した専用通信回線等の年間使用料×4/5 (限度額 500 万円/年、3年間)</p> <p>(7)専用通信回線設置助成金 情報サービス施設の用に供するために設置した専用通信回線等の設置に係る額 (限度額 10 万円)</p> <p>* 工事完了届出後、市税等が完納されている場合に交付</p> <p>* 串間市と企業立地協定を締結した企業で締結から5年以内に事業を開始すること</p>
--	--	---	--

45208

宮崎県

西都市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	工場 2,000 道路貨物運送施設 2,000	従業員 5 (既存含)	課税免除	固定資産税	3年間
増設 ・ 移設	倉庫施設 2,000 研究開発施設 2,000 情報サービス施設 — 観光施設 2,000	雇用増加 5	課税免除	固定資産税	3年間
移転	特定業務施設 — (本社機能を有する業務施設)	本市に住所を有する新規雇用者及び転勤者の合計が3人以上。 但し、少なくとも1人以上は新規雇用者であること。	課税免除	固定資産税	3年間
拡充		雇用増加 5	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地支援者	2,000 (対象業種の事業に供するため、建物等を新たに整備し貸し付けるもの)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西都市企業立地促進条例	H1.3	※税制上の優遇措置等の適用基準を充たしているもの(以下に同じ) ○工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設、特定業務施設	○雇用奨励金 ・市内に居住する従業員1人 30 万(障害者の場合は1人 10 万円を加算) ・1回限り・限度額 1,000 万円
		○情報サービス産業	○雇用奨励金 ・市内に居住する従業員1人 30 万(障害者の場合は1人 10 万円、市長が定める区域に施設を設置する場合は1人 20 万円を加算) ・1回限り・限度額 1,000 万円

		<p>○工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設、情報サービス産業、特定業務施設</p>	<p>○企業立地補助金 投下固定資産総額が 40 億円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回限り・2億円 30 億円以上 40 億円未満 ・1回限り・1億5千万円 20 億円以上 30 億円未満 ・1回限り・1億円 10 億円以上 20 億円未満 ・1回限り・7,500 万円 10 億円未満 ・投下固定資産総額の 20% ・1回限り・限度額5千万円
	<p>○工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、情報サービス施設、観光施設、特定業務施設</p> <p>○工場等の設置に当たって、次のアからオまでに掲げる施設(工場等用地内施設を除く。)の整備に要する経費の合計額が 200 万円以上であること。</p> <p>ア 給水施設</p> <p>イ 用排水施設</p> <p>ウ 私設道路施設</p> <p>エ 高圧電線路施設</p> <p>オ その他市長が特に必要と認める施設</p>	<p>○工場等関連施設整備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備に要する経費の合計額の 2 分の 1(その合計額が 2,000 万円を超えるときは 2,000 万円) ・1 回限り 	
	<p>○工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、情報サービス施設、観光施設、特定業務施設</p>	<p>○工場等賃借料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の賃借料に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額が 360 万円を超えるときは 360 万円) ・操業を開始した日以後 3 年に限る 	
	<p>○情報サービス施設、特定業務施設</p>	<p>○オフィス改装補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 平方メートル当たり5万円を上限に既存施設の改装に要する経費及び電気、水道並びに通信機器の敷設に要する経費の合計額に3分の2を乗じて得た額 ・1回限り 	
	<p>○情報サービス施設、特定業務施設</p>	<p>○通信回線使用料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用通信回線等の年間の使用料に 100 分の 80(他の制度の助成を併用する場合) 	

			<p>合にあつてはその合計額が 100 分の 100 を超えない範囲とする)を乗じて得た額(その額が 500 万円を超えるときは 500 万円)</p> <p>・操業を開始した日以後 3 年に限る</p>
--	--	--	--

45209

宮崎県

えびの市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設の製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く) 2,700 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.4.1	製造業、流通関連施設、試験研究施設、情報サービス施設、観光施設 ①内容 1・3～5・7・8 の助成金 新設・増設で投下固定資産総額 2,000 万円超 雇用増加 新設5以上 増設3以上 ②内容 2 の助成金 新設・増設で投下固定資産総額 2,000 万円超 新規雇用者(市内居住者) 新設5以上 増設3以上 ③内容 6 の助成金 雇用増加 新設5以上 増設3以上 内容 1・3～5 の助成金については、指定立地促進支援者も対象	1.固定資産税相当額の奨励金 固定資産税相当額を奨励金として 3年間交付 2.雇用促進助成金 3年間で新規雇用者1人につき1回 限り 20 万円(障害者 30 万円)を交付 限度額3年間で 1,000 万円 3.工場等用地取得助成金の交付 工場等用地取得費の 30% 限度額 新設 1,000 万円 増設 500 万円 4 工場等建設助成金の交付 工場等建設費の 30% 限度額 新設 1,000 万円 増設 500 万円 5.工場等関連施設整備助成金の交付 工場等関連施設整備費の 50% 限度額 新設 2,000 万円 増設 1,000 万円

			<p>6.通信回線使用料助成金の交付 (情報サービス施設のみ) 年間使用料の 50% 限度額 500 万円</p> <p>7.工場等賃借料助成金の交付 賃借料の 30%の額を3年間交付 限度額 年 100 万円</p> <p>8.アパート等賃借料助成金の交付 事業者が職員寮としてアパート等 を賃借しているもの 1戸につき年 12 万円 限度額 60 万円</p>
--	--	--	--

45341

宮崎県

三股町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
・工場、試験研究施設、 道路貨物運送業等 2,300	6	課税免除	固定資産税	3年間
・情報サービス施設 —	3			
・観光施設 10,000	11			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三股町企業立地促進条例	H 2.10	(業種、投下固定資産総額、新規雇用者数) ・工場、試験研究施設、 道路貨物運送業等 2,300万円超 6人以上 ・情報サービス施設 3人以上 ・観光施設 1億円超 11人以上	○雇用奨励金(情報サービス施設以外) ・1人につき 20 万円(町内在住者) ※1,000 万円上限 ○雇用奨励金(情報サービス施設) ・1人につき 30 万円(町内在住者・転勤者(責任者)) ※重点区域に設置した場合 20 万円、UIJターナーであった場合 10 万円加算 ・1人につき 10 万円(町外在住者) ※1,000 万円上限 ○工場等土地取得補助金 ・土地取得価格の1/2 ※5,000 万円上限 ○オフィス改装補助金(情報サービス施設) ・オフィス改装にかかる経費の1/2 ※重点区域に設置した場合2/3 ※1㎡あたり5万円上限 ○オフィス賃料補助金(情報サービス施設) ・年間賃借料の1/2 ※年 180 万円上限 ○通信回線使用料補助金(情報サービス施設) ・年間通信回線使用料の 80/100 ※年 500 万円上限

45361

宮崎県

高原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、コールセンター、旅館業 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
情報通信業 20,000 超	—			
情報通信技術利用業(コールセンター を除く) 20,000 超	—			
卸売業 20,000 超(農林水産関連業種 5,000 超)	—			
学術・開発研究機関 20,000 超	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高原町企業立地促進要綱	H21.3	投下固定資産総額、新規雇用者 新增設 ○製造業:2,700 万円超・11 人以上	奨励金 ○固定資産税課税免除外助成金(3年 間)
宮崎フリーウェイ工業団地立地促進要綱	H21.3 H22.10 改正	○情報サービス業:2,700 万円超・6人以上 ○流通関連業:3,000 万円超・11 人以上 (宮崎フリーウェイ工業団地内に限る) ○試験研究施設:2,300 万円超・6人以上 ○旅館業:2,700 万円超・11 人以上(宮崎フ リーウェイ工業団地内を除く)	○雇用奨励金1人 10 万円(障がい者3 割増)(限度額 500 万円) ※宮崎フリーウェイ工業団地内:1人 15 万円(障がい者3割増)(限度額 1,500 万円)
			補助金 ○工場用地取得補助金 用地取得費×10/100(限度額 500 万 円)

			<p>※宮崎フリーウェイ工業団地内:</p> <p>○用地取得補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5000 m²以内 550 円/m² ・5000 m²超～15000 m²以内の部分 1050 円/m² ・15000 m²超～25000 m²以内の部分 1400 円/m² ・25000 m²超 1750 円/m² <p>○リース助成金</p> <p>98 円/m²(5 年間に限る)</p> <hr/> <p>助成金</p> <p>○上水道使用料助成金</p> <p>上水道を製造の業(食品製造加工を除く。)に供するもので宮崎フリーウェイ工業団地内に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続負担金助成 ・上水道使用料助成金 <p>使用量1 m³当たり 100 円を乗じて得た金額を助成</p>
--	--	--	--

45382

宮崎県

国富町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法対象施設(製造業、道路貨物運輸業、こん包業、卸売業、情報サービス業、宿泊業、研究開発) ○家屋等取得価額 1億円(農林漁業関連業種 5,000 万円)超		課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法対象施設(製造業、道路貨物運輸業、こん包業、卸売業、情報サービス業、宿泊業、研究開発) ○家屋等取得価額 1億円(農林漁業関連業種 5,000 万円)超 ○課税免除の奨励措置を受け、かつ課税免除措置の適用を受けない機械及び装置があること		不均一課税 5年間 25/100	固定資産税	5年間
適用施設(製造業、道路貨物運輸業、こん包業、卸売業、情報サービス業、宿泊業、研究開発)のうち地域未来投資促進法対象施設を除く施設 ○家屋等並びに機械及び装置の取得価額 3,000 万円超(情報サービス業を除く)	新規雇用者 5人超(新設の場合における情報サービス業及び研究開発並びに増設の場合においては、3人超)	不均一課税 3年間 80/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
国富町企業立地の促進に関する条例	H22.9	適用施設(製造業、道路貨物運輸業、こん包業、卸売業、情報サービス業、宿泊業、研究開発) ○家屋等並びに機械及び装置の取得価額 3,000 万円超(情報サービス業を除く) 新規雇用者5人超(新設の場合における情報サービス業及び研究開発並びに増設の場合においては、3人超)	○雇用奨励金 新規雇用者(町内在住者に限る)の人数に、30万円を乗じた額の奨励金(交付額は、1つの指定につき 3,000 万円を限度)の交付 供用開始日の属する年度の翌年度1年間

45383

宮崎県

綾町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新 増 設	工場等 3,000	—	課税免除	固定資産税
	道路貨物運送業・こん包業・卸売業 及び倉庫業 3,000	15		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進事業 補助金交付要綱	H17.7	工場等の取得に要した経費 ・敷地造成費(用地取得に要した経費を除く) ・設計測量費 ・工場等建設費 ・器具及び機械設備費	企業誘致促進事業補助金 誘致企業が工場等の取得に要した経費× 0.8/100 (限度額 400 万円)

45401

宮崎県

高鍋町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新・増設 工場・試験研究施設・情報サービス施設・コールセンター・流通関連施設・観光施設 1,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高鍋町企業立地奨励条例	H27.9	工場等の新設・増設・賃借 新規雇用者 5人以上 (情報サービス施設のみ3人以上)	○雇用促進奨励金 町内に居住する新規雇用者で1年以上の継続雇用者1人につき 30 万円 (1回限り・限度額 1,000 万円) ○工場等賃貸借料補助金 年間賃借料の 50% (3か年度・限度額 500 万円)
		工場等の新設・増設 投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用者 5人以上 (情報サービス施設のみ3人以上)	○企業立地補助金 投下固定資産総額の 30% (1回限り・限度額 5,000 万円)
		情報サービス施設・コールセンターの新設・増設 投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用者 5人以上 (情報サービス施設は3人以上)	○通信回線使用料補助金 専用通信回線等使用料の 80% (3か年度・限度額 500 万円/年) ※県の制度を併用する場合 専用通信回線等使用料の 30%

45402

宮崎県

新富町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人超)			
製造業 ・町外誘致企業 新設にかかる投下固定資産総額が1億円を超える場合 (農林漁業関連業種で 5,000 万を超える場合) ・町内立地企業 増設又は移設にかかる投下固定資産総額が 5,000 万円を超える場合	要件なし	3年間免除※1 又は 不均一課税※2 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税	3年間
試験研究機関情報サービス業 ・投下固定資産総額が 5,000 万円を超える場合		同上		
流通関連業 ・投下固定資産総額が 5,000 万円を超える場合		同上		
観光関連業 ・投下固定資産総額が 5,000 万円を超える場合		同上		
その他 ・国から地域未来牽引事業計画の確認を受けている業種		3年間免除※1		

※1 国から地域未来牽引事業計画の確認を受けた町外誘致企業及び町内立地企業が対象。

※2 ※1以外の町内立地企業が対象。ただし不均一課税については生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画を受けているものはそちらを優先する。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新富町企業立地促進条例	H20.3.24	<p>○製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外誘致企業:新設に係る投下固定資産総額1億円を超える場合(農林業関連業種で5,000万円を超える場合) ・町内立地企業:増設又は移設に係る投下固定資産総額5,000万円を超える場合。 <p>○試験研究機関情報サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額5,000万円を超える場合 <p>○流通関連業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額5,000万円を超える場合 <p>○観光関連業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額5,000万円を超える場合 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から地域未来牽引事業計画の確認を受けている業種 	<p>雇用奨励金</p> <p>○工場の設置に伴い、操業開始の日前後それぞれ1年以内に新たに雇用され、1年以上継続して使用された従業員について、1人当たり20万円を乗じて得た額(その額が1,000万円を超えるときは1,000万円)を1誘致企業等につき1回限り交付。障害者1人あたり10万円、町民の新規雇用1人あたり10万円の加算金あり。同じくいずれも1誘致企業等につき1回限り交付</p>
			<p>工場等用地取得補助金</p> <p>○工場の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格(造成費含む)に100分の30を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)を1回に限り交付。</p>
			<p>工場等関連施設整備補助金</p> <p>○1件200万円以上の下記の施設整備に要する経費に100分の50を乗じて得た額(その額が2,000万円を超える時は、2,000万円)を1回に限り交付</p> <p>1 用水施設、2 排水施設、3 私設道路、 4 緑地、5 駐車場、6 そのほか町長が必要と認める施設</p>
			<p>工場等用地賃借料助成金</p> <p>○工場の設置に伴い賃借した土地に係る1月当たりの賃借料に100分の50を乗じて得た額(その額が100万円を超えるときは、100万円)を操業開始の日の属する年の翌年度1年間に限り交付</p>

45403

宮崎県

西米良村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
産業全般 (今までに西米良村には無かった分野等で、 産業振興に効果があると認められるもの) 原則 1,000	—	課税免除	固定資産税	5年間 ※3年の期間延長 有り

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
起業等促進条例	H20.3	産業振興に効果があると認められるもので、村内に生産や加工等の施設や店舗・事業所等を新設するもの。	(1)施設等新設支援金 施設等の新設に係る費用の1/2(上限 500 万円) (2)空き店舗等活用支援金 改修等に要した費用(上限 300 万円) (3)新規雇用創出奨励金 新規雇用者一人につき月額 10 万円(最大3年間、人数の制限は無し)

45404

宮崎県

木城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場、試験研究施設、ソフトウェアハウス、観光施設 5,000	5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
木城町企業立地奨励条例	H2.6 H20.3 改正	工場、試験研究施設、ソフトウェアハウス 投下固定資産総額 5,000 万円 新規雇用 5人以上	奨励金 ○雇用奨励金1人×1万円/月 (限度額 200 万円)
			補助金 (1)工場等用地取得補助金 取得費×1/2 (限度額 2,000 万円) (2)工場等関連施設整備補助金 整備費×1/2(限度額 2,000 万円) (3)既存工場等関連整備補助金 整備費×1/2(限度額 1,000 万円) (4)経営改善等補助金 300 万円以内 (5)大規模災害対策施設整備補助金 整備費×2/3(限度額 1,000 万円)

45405

宮崎県

川南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
試験研究施設、農畜産物等加工施設、製造加工業、 道路貨物運送業、こん包業、卸売業、倉庫業、町長が 産業の振興に寄与するものと特に認める事業の新增 設 2,500 以上 (用地、建物等を賃借した場合 1,000 以上)	5 (うち町内居住者3)	課税免除	固定資産税	3年間
情報サービス施設、 (投下固定資産の要件なし)	3 (うち町内居住者2)			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川南町企業立 地促進条例	H26.4	《基本条件》 ○工場等(工場、試験研究施設又は農畜産物 等加工施設)の新增設に係る投下固定資産 総額 2,500 万円以上(用地、建物等を賃借 した場合 1,000 万円以上) ※土地取得後3年以内に着工 ○増加新規雇用者数5人以上(うち町内居住 者3人以上) ○情報サービス施設については、投下固定資 産の要件なし、増加新規雇用者数3人以上 (うち町内居住者2人以上)	雇用促進奨励金 ○町内居住新規雇用者(1年以上継続して雇 用)1人につき 30 万円 ○限度額 1,000 万円、1人につき1回限り ○3年間、1年毎の増加分に措置
	H30.4 改正		

	<p>基本条件に加え、</p> <p>○新增設に伴い取得した土地面積 1,000 m²以上</p>	<p>工場等用地取得助成金</p> <p>○取得した土地の適正な価格の 1/2(1万円未満切り捨て)</p> <p>○限度額 5,000 万円、1回限り</p> <p>○操業開始後1年以内に要申請</p>
	<p>基本条件に加え、</p> <p>○工場等の新增設に伴い、用水路施設、排水路施設、私設道路、駐車場、その他町長が必要と認める施設を整備する場合</p>	<p>工場等関連施設整備助成金</p> <p>○当該施設の整備経費の 1/2(1万円未満切り捨て)</p> <p>○限度額 2,000 万円、1回限り</p> <p>○操業開始後1年以内に要申請</p>
	<p>基本条件に加え、</p> <p>○工場等の用地、建物等を賃借した場合</p>	<p>工場等用地及び施設賃借料助成金</p> <p>○賃借した用地、建物等に係る1月当たりの賃借料の 1/2(1万円未満切り捨て)</p> <p>○限度額年間 100 万円、操業開始後 3 年間限り</p>
	<p>情報サービス施設については、</p>	<p>通信回線使用料助成金</p> <p>○通信回線等の年間使用料の 1/2(1万円未満切り捨て)</p> <p>○年間限度額 500 万円、操業開始後 3 年間限り</p>
	<p>情報サービス施設については、</p>	<p>通信回線等設置費助成金</p> <p>○専用通信回線等の設置に要した費用(1回限り、限度額 10 万円)</p>

45406

宮崎県

都農町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
物品・食品等の製造加工業、道路 貨物運送業、梱包業、卸売業、情 報サービス業、試験研究施設、観 光関連業 新規設 2,000 万円以上 ※ただし町内既存の施設を利用す る場合は 1,000 万円以上	新規雇用者5人 うち町内居住者3人以 上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
都農町企業立地 促進条例	平成3年1 2月	物品・食品等の製造加工業、道路貨物 運送業、梱包業、卸売業、情報サービ ス業、試験研究施設、観光関連業 新規設 2,000 万円 ※ただし町内既存の施設を利用する場 合は 1,000 万円以上	奨励金・助成金 ①雇用促進奨励金 操業又は事業開始から3年間における町内 居住の新規雇用者1人 20 万円(限度額 1,000 万円) ②工場等用地取得助成金 1,000 ㎡以上の用地取得費の 50% (限度額 5,000 万円) ③工場等関連施設整備助成金 駐車場・排水路等の施設整備費の 50%(限 度額 2,000 万円) ④工場等用地及び施設賃借料助成金 1月の賃借料の 50%を 12 月 (限度額 100 万円×12 月)
		前項の対象事業者のうち②～④の奨励 措置を受けない事業者	⑤企業立地促進奨励金 投下固定資産総額の 30% (限度額 5,000 万円)

45421

宮崎県

門川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場、試験研究施設、情報サービス施設、流通 関連施設、観光施設	新設:5 増設:3	課税免除	固定資産税	3年間
新設:5,000 増設:2,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
門川町企業立 地促進条例	H21.3	<ul style="list-style-type: none"> 工場、観光施設、試験研究施設、情報サービス施設、流通関連施設 投下固定資産総額 新設:5,000 万円以上 増設:2,000 万円以上 新規雇用者 新設:5人以上 増設:3人以上 ※ただし、用地取得後2年以内に 着工があるもの 	<p>奨励金</p> <p>(1)雇用促進奨励金1人 20 万円 (限度額 1,000 万円) ※操業を開始した日から起算して1年を経過した雇用者 ※一の工場等につき1回限り</p> <p>(2)工業用地取得助成金 用地取得費×50/100(1万円未満切り捨て) (限度額 2,000 万円) ※一の工場等につき1回限り</p> <p>(3)工場等関連施設整備助成金 次に掲げる1件 200 万円以上の施設 ①用水路施設、②排水路施設、③私設道路、④その他町 長が必要と認める施設 施設整備経費×50/100(1万円未満切り捨て) (限度額 2,000 万円) ※一の工場等につき1回限り</p> <p>(4)工場等用地賃借料助成金 用地年間賃借料×50/100(1万円未満切り捨て) (限度額 500 万円) ※操業を開始した日以降5年間限り交付 ※一の工場等につき1回限り</p> <p>(5)通信回線使用料助成金 情報サービス施設の専用通信回線等の年間使用料</p>

			<p>×80/100 (限度額 500 万円) ※操業を開始した日以降3年間限り交付 (6)通信回線設置費助成金 情報サービス施設の専用通信回線等の設置費用に対し、町長が認定した額 (限度額 10 万円) ※操業開始の日前1年以内に設置したものに限る</p>
--	--	--	---

45429

宮崎県

諸塚村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場 新增設 500	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
諸塚村工場設置奨励条例	H1.10	生産設備の新・増設 500 万円以上 新規雇用者 10 人以上	利子補給 ○融資事業に係る利子の一部補助

45430

宮崎県

椎葉村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場 新增設 500	10	課税免除	固定資産税	3年間

45431

宮崎県

美郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
工場 新增設 500	10	課税免除	固定資産税	3年間

45441

宮崎県

高千穂町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場 新設 2,000 超	5	課税免除	固定資産税	3年間
工場 増設 1,000 超	3	課税免除	固定資産税	3年間
農林業施設 新設 1,000 超	3	課税免除	固定資産税	3年間
農林業施設 増設 500 超	1	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高千穂町企業立地 雇用促進条例	H18.3	○工場 新設 投下固定資産総額 2,000 万円超 新規雇用者 5人以上 増設 投下固定資産総額 1,000 万円超 新規雇用者 3人以上 ○農林業施設 新設 投下固定資産総額 1,000 万円超 新規雇用者 3人以上 増設 投下固定資産総額 500 万円超 新規雇用者 1人以上	奨励金 ○雇用奨励金 1人につき 10 万円 (限度額 500 万円)
			補助金 ○用地取得補助金 用地取得価格×25/100 (限度額 1,000 万円) ○施設整備補助金 施設整備費×1/2 (限度額 1,000 万円)

45442

宮崎県

日之影町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
工場、試験研究施設、情報サービス施設、観光施設		課税免除	固定資産税	3年間	
新設	2,000				5
増設	1,000				3

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日之影町企業立地促進条例	H12.3	工場、試験研究施設、情報サービス施設	奨励金
		新設 投下固定資産総額 2,000 万円以上 新規雇用者 5人以上	○雇用奨励金 常時雇用する新規従業員1人につき20万円 (限度額 300 万円、1年限り)
		増設 投下固定資産総額 1,000 万円以上 新規雇用者 3人以上	補助金 ○工場用地取得補助金 事業開始の日前3年以内に取得した土地(ただし、町が分譲した用地を除く) 用地取得価格の 25/100 (限度額 1,000 万円)
			補助金 ○関連施設整備補助金 必要な用排水施設、私設道路、駐車場等(事業用地内の施設を除く) 所要経費の 1/2 (限度額 1,000 万円)

45443

宮崎県

五ヶ瀬町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
工場 新 設 2,000 超	10	課税免除	固定資産税	3年間
工場 増 設 1,000 超	5			